三十二　インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア	エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、*Peronospora chlorae*に侵されていないことが特記されていること。 一　種子については、*Peronospora chlorae*が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二　種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する*Peronospora chlorae*が発生していない栽培施設において生産されること。	

付表

一　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実

二　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

三　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実

四　メキシコから発送され、別表二の二の一の項に定める地域を経由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、	（略）

（新設）		
（新設）		
（新設）		

付表

一　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどうの生果実

二　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実

（新設）

（新設）

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、すもも、もも、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、	（略）